

川口市監査告示第 13 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 1 日

川口市監査委員	澤野	高雄
同	金井	洋
同	福田	洋子
同	青山	聖子

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

（1）監査の対象

教育総務部

（2）選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和4年2月3日～令和4年3月28日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(2)補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(3)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(4)財産管理	ア 備品受払簿と現物の実地照合はされているか イ 返納手続済で処分されていないものはないか

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和7年1月31日

(2) 監査の実施期間

令和7年3月3日～令和7年3月27日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により
試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

[教育総務課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 小学校等の使用料

イ 支出事務

(イ) 教育委員会委員報酬

- (イ) 教育委員会事務点検・外部評価委員報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 施設維持補修費

ウ 契約事務

- (ア) 電気設備保守管理等の委託契約
- (イ) 電子複写機（再リース）等の賃貸借契約
- (ウ) 物品購入契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

オ その他

- (ア) 文書管理事務
- (イ) 前回の監査結果の改善状況

[生涯学習課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 公民館使用料
- (イ) 市民大学参加料雑入

イ 支出事務

- (ア) 社会教育委員等の報酬
- (イ) 講師等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 前川公民館電気ポット等の修繕料
- (カ) はたちの集い実行委員会交付金等

ウ 契約事務

- (ア) 新郷公民館他 13 館警備等の委託契約
- (イ) 生涯学習課電子複写機等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[文化財課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 郷土資料館入場料等の使用料
- (イ) 市史等頒布等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 文化財保護審議会委員報酬
- (イ) 調査員等報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 無形民俗文化財等保存伝承活動事業費補助金等

ウ 契約事務

- (ア) 旧田中家住宅調査工事業務（その２）等の委託契約
- (イ) 電子計算機（画像編集用）等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[中央図書館]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 図書館使用料
- (イ) 書籍等弁償金等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会委員報酬
- (イ) 講師等報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 消防設備誘導灯不具合等の修繕料
- (カ) 日本図書館協会会費

ウ 契約事務

- (ア) 中央図書館等管理業務等の委託契約
- (イ) 電話交換設備一式等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[科学館]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 科学展示施設入場料等の使用料

イ 支出事務

- (ア) 科学館運営審議会委員報酬
- (イ) 講師等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 展示装置（C－O 1回転テーブル）等の修繕料
- (カ) 全国科学博物館協議会会費等

ウ 契約事務

- (ア) インストラクター業務等の委託契約
- (イ) プリンター等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手等の受払い

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

[スポーツ課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 体育施設等使用料

イ 支出事務

- (ア) スポーツ推進審議会委員等の報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 物件費等の修繕料
- (オ) スポーツ推進委員協議会事業交付金等

ウ 契約事務

- (ア) 東スポーツセンター管理業務等の委託契約
- (イ) 発券機（再リース）（東・西・新郷・安行スポーツセンター）等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

オ その他

- (ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収入事務について

生涯学習課の使用料において、収納金の払込が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

また、歳入の収入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

スポーツ課の使用料において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

2 支出事務について

生涯学習課及び中央図書館の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

スポーツ課の消耗品において、一括して発注可能な消耗品が分割発注されており、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

3 契約事務について

科学館の賃貸借契約において、契約の締結が、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

4 財産管理について

生涯学習課及び中央図書館の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

生涯学習課の郵便切手等の受払いにおいて、受払簿の整理が、川口市教育局文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

第3 意見

1 収入事務について

スポーツ課の使用料において、使用料の納期限が前納でないものが見受けられたので、適切に事務を執行されたい。

2 契約事務について

生涯学習課、文化財課及びスポーツ課の委託契約において、契約書に綴じ込む書類に不備のないよう、事務を執行されたい。

生涯学習課及び科学館の委託契約において、労働環境チェックシートの提出漏れがないよう、適切に事務を執行されたい。

生涯学習課の賃貸借契約において、契約書に長期継続契約である旨について、適切に記載されたい。

3 文書管理事務について

教育総務課の文書の管理において、文書の保管及び保存が、川口市教育局文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適切に事務を執行されたい。

4 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。